

令和4年度(令和3年度分) 指定管理者評価表【基本事項】

1. 指定管理施設及び指定管理者概要

施設名称	周南市新南陽総合福祉センター			所管課	地域福祉課
所在地	周南市古川町1番17号				
設置年月日	平成7年7月				
設置目的	地域における福祉活動の拠点として市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。				
施設概要	建物構造：鉄筋コンクリート造り3階建て延床面積：1,958平方メートル				
指定管理者	名称	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会			
	代表者	会長 佐原 昌弘			
	所在地	周南市速玉町3番17号			
	連絡先	電話	0834-22-2115	E-mail	kanri@shunan-shakyo.or.jp
		ホームページアドレス	http://www.shunan-shakyo.or.jp		
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日			年数	5年間
募集方法	非公募		料金制度	使用料	
指定管理の主な業務	(1) 各種の研修及び相談事業に関すること。 (2) 各種福祉団体及びボランティアの育成並びに支援に関すること。 (3) コミュニティ活動に関すること。 (4) 総合福祉センターの維持管理に関する業務 (5) 総合福祉センターの使用の許可に関する業務 (6) ほか、市長が必要と認める業務				

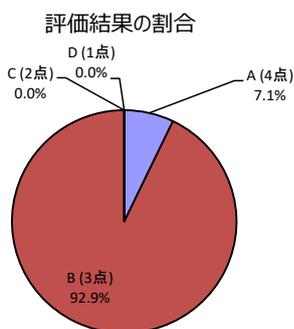
2. 施設の運営状況

目標管理	目標指標名		年度		R3年度	R4年度
	延べ利用者数(人)			目標値	15,000	15,000
		実績値	10,715	—		
施設の稼働状況	利用区分等		利用目標	単位	利用実績	単位
	延べ利用者数(令和3年度)		15,000	人	10,715	人
指定管理業務に係る収支状況	項目		収支計画額(円)		実績額(円)	
	収入	指定管理料	27,012,000		26,929,540	
		利用料金収入	0		0	
		その他の収入	0		0	
		計	27,012,000		26,929,540	
	支出	人件費	6,425,000		6,091,574	
		物件費	9,784,000		8,338,185	
		事業費(委託業務)	7,772,000		7,925,030	
		その他	3,031,000		1,625,096	
		計	27,012,000		23,979,885	
参考	使用料収入	0		650,150		
	自主事業収入	0		0		
	自主事業経費	0		0		

令和4年度(令和3年度分) 指定管理者評価表【評価】

施設名		周南市新南陽総合福祉センター		
指定管理者名		社会福祉法人 周南市社会福祉協議会		
項目	評価内容	評価事項・不適切事項等	評価	
全体	目標の達成状況	今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により休館を余儀なくされた期間があったため、利用者数はコロナ以前の水準を回復してはいないものの、前年度と比べ施設利用者数は同水準となっている。	B	
組織	体制・人事	センター所長をはじめ、適正に人員を配置し、施設運営に取り組んでいる。	B	
業務	業務の運営	施設利用許可に関する業務、施設維持管理に関する業務など、適切に実施していると認められる。	B	
	施設の稼働状況	開館時には安定した稼働状況となっており、福祉団体をはじめ、地域の諸団体の利用ニーズに応えられている。	B	
	施設の維持管理(清掃等)	定期的な清掃により、施設が清潔に保たれている。 利用者アンケートでも、「部屋の中はいつも清潔で使いやすい」という声が寄せられている。	A	
	施設の維持管理(点検・修繕等)	法定点検や自主点検をこまめに実施し、修繕箇所については市と連携しながら適切に対応を行なっている。	B	
	緊急時の対応方法	火災・事故・災害時の対応マニュアルが整備されており、緊急時の連絡体制も構築されている。	B	
工夫意	サービス向上及び経営改善に関する取組み	利用者への声掛けなどを積極的に行い、利用者との距離を縮めることにより、指定管理者として利用者に信頼される施設運営に努め、地域の福祉拠点としての役割を果たしている。	B	
広報	PR・情報提供の実施状況	周南市社会福祉協議会ホームページ内に、新南陽総合福祉センター専用の紹介ページを作成し、PRに取り組んでいる。ページ内容の更なる充実が課題と思われる。	B	
相談・連携	苦情処理の状況	苦情に対しては、新南陽総合福祉センターだけでなく、周南市社会福祉協議会全体で対応する体制が整えられている。	B	
	情報共有	障害・緊急的な修繕の発生など、トラブル発生時には市に連絡し、連携して対応する体制が整えられている。	B	
モニタリング	指定管理経費の経理事務の状況	指定管理に係る会計は、周南市社会福祉協議会により適正に経理処理をされている。使用料の報告も適切に行われ、使用料の未納もない。	B	
	利用者満足度調査における施設満足度	調査において、全ての項目でおよそ9割の人が「非常に満足」「おおむね満足」と回答している。ただし、「備品等の設備の種類について」と「備品等の設備の数について」の設問で、やや不満という回答が多くなっている。	B	
	書類の作成・提出	事業計画書・月次報告書・年次報告書が適切に作成され、市に提出されている。	B	
評価コメント	<p>新南陽総合福祉センターは、地域の福祉活動・市民活動の拠点として設置された施設であり、館内には社会福祉協議会新南陽支部をはじめ、周南西部地域包括支援センターや、他法人が運営する新南陽デイサービスセンターが併設されているなど、複合的な地域福祉機能を抱えた施設となっている。施設の利用も、福祉団体や地区団体、個人による利用など多岐に渡っているが、周南市社会福祉協議会は指定管理者として、設置目的に沿った施設運営を安定的に実施していると認められる。</p> <p>令和4年度以降も、周南市社会福祉協議会が指定管理者として施設運営を継続していく予定であるが、市と連携しつつ、地域住民の福祉のため、引き続き安定した施設運営に取り組んでいただきたい。</p>		総合評価	B
			平均点	3.1

※4点満点



※端数処理のため、評価結果(A~D)の割合の合計が100%にならない場合があります。

